北里大学からのアンケート調査にご協力いただきました大学関係者の方へ

本学では下記の臨床研究を行っています。
本研究の対象者に該当する可能性のある大学医学部で情報等を研究目的に利用または提供されることを希望されない場合は、下記の問い合わせ先にお申し出ください。

研究課題名 （整理番号）	医師法第 17 条の 2 施行前後における海外留学生の臨床実習中の医行為に関する全国医学部へのアンケート調査（B26-123）
当院の研究責任者 （所属・職位）	医学部附属医学教育研究開発センター　医学教育研究部門 教授　木村　光利
他の研究機関 および 各施設の研究責任者	なし
本研究の概要・背景・目的	この研究は、全国大学医学部において、医師法第 17 条の 2 施行（令和 5 年 4 月 1 日）前後における海外留学生の臨床実習中の医行為に関する実態調査を行うものです。 医師法第 17 条の 2 の施行により、共用試験（CBT および OSCE）に合格した国内医学生の臨床実習中の医行為に関しては法的位置づけが明確化されました。しかし、同条は海外の医育機関から我が国の医学部に留学してくる学生（海外留学生）の我が国での臨床実習中の医行為の可否については明示していません。 医師法第 17 条の 2 は共用試験に合格した医学生による臨床実習中の医行為の法的位置づけを明確化した一方で、その適用対象外となる者の臨床実習上の位置づけについて新たな解釈上の議論を生じさせた可能性があります。各大学医学部では国際交流目的で海外の医育機関の留学生を受け入れているところが少なくないと思いますが、この医行為の範囲については各大学によって解釈が異なる可能性があります。 この研究では、医師法第 17 条の 2 施行前後における海外医育機関からの留学生の臨床実習内容及び実施可能な医行為の変化を調査し、同条が留学生の診療参加型臨床実習に与えた影響および各大学医学部における解釈の現状を明らかにしたいと考えています。
調査データ 該当期間	2026 年 7 月 3 日から 2026 年 8 月 10 日までの情報を調査対象とします。
対象者	上記期間内に Web フォームに回答を入力された大学医学部
研究の方法 （使用する試料等）	利用する情報 2026 年 7 月 3 日から 2026 年 8 月 10 日までに専用の Web フォームに入力された回答を利用します。 各大学の 2018～2019 年度および 2024～2025 年度の海外留学生の臨床実習中の医行為の許可状況など。
試料・情報の 他の研究機関への 提供および提供方法	他の機関への情報の提供はありません。
利用又は提供を開始する予定日	利用始予定日：　研究機関の長の許可日から
個人情報の取り扱い	アンケート調査では個別の大学名を収集しておりません。また、研究成果は論文等で発表を予定していますが、その際も大学の属性と海外留学生の医行為に関する情報とを連携しません。この研究に関わって収集される情報等は、外部に漏えいすることのないよう、慎重に取り扱います。

本研究の資金源 （利益相反）	本研究の遂行のための費用は、医学教育研究開発センター医学教育部門・一般研究費を使用します。 研究に関する利益相反は、北里大学利益相反委員会で審査を受け、適切に管理されます。
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申し出下さい。 また、情報が当該研究に用いられることについて、医学部の担当者にご了承いただけない場合には研究の対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも当該医学部に不利益が生じることはありません。 ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されていた場合には提供していただいた情報に基づくデータを結果から取り除くことができない場合がありますが、公表される結果には特定の大学を識別することができる情報は含まれません。 照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先： **所属・職位：北里大学医学部附属医学教育研究開発センター医学教育研究部門・教授** **担　当　者：木村　光利（キムラ　ミツトシ）** **電　　話：042-778-8685**
備　考	